

〈史料紹介〉「玄洋捕鯨会社」関係史料

下関市立豊北歴史民俗資料館 佐々田 麻未
一、はじめに

平成二十六年十月十九日(日)から平成二十七年一月十二日(月・祝)にかけて、下関市立豊北歴史民俗資料館にて、下関市合併10周年記念事業・豊北歴史民俗資料館リニューアル開館3周年記念特別展「鯨の民―信仰と祈り―」を開催した。本特別展に際し、豊北歴史民俗資料館が所蔵する文書から「内田家文書」を中心に捕鯨関係史料を調査した。今回はその中から、特に「玄洋捕鯨会社」に関する資料を中心に紹介する。史料調査の一助となれば幸いである。

二、「内田家文書」と内田猛四郎について

内田猛四郎(うちだ たけしろう)〔嘉永二年(一八四九)四月六日〜大正六年(一九一七)六月十六日〕は、内田家九代目にあたる。内田家は、長府藩領豊浦郡矢玉浦・矢玉後地村の庄屋を勤め、村屋彦三郎の商人名で手広く漁業経営をおこなっていた(『山口県史 史料編 近世4』)。猛四郎は矢玉浦戸長、神田漁業組合頭取役、矢玉漁業組合長(理事)、豊浦郡韓海漁業団長、神玉村村会議員などを務め、地方自治と漁業振興に大きく貢献した。現在資料館では、「内田家文書」(漁業関係資料など)約二〇〇〇点を所蔵している。(なお、資料館所蔵資料のうち、捕鯨に関する史料は「表1」「捕鯨関係史料一覧」のとおりである)。

【内田猛四郎 略年譜】(参考『豊北町史二』)

嘉永 二年(一八四九) 大津郡通浦設楽新造の長男として生まれる。
明治 十一年(一八七八) 神田上村の惣代人となる。

明治 十三年(一八八〇) 矢玉浦の戸長となる(明治十六年)。

明治 十八年(一八八五) 出雲捕鯨会社の設立に参画する。

明治 十九年(一八八六) 神田漁業組合(矢玉浦・和久浦・特牛浦・肥中浦・島戸浦)の発足に際し、頭取役となる。

明治二十一年(一八八八) 玄洋捕鯨会社株主惣代となる。

明治二十二年(一八八九) 神玉村村会議員を務める(大正二年)。

明治二十三年(一八九〇) 矢玉漁業組合長(理事)を務める(明治四十四年)。

明治二十五年(一八九二) 玄洋捕鯨会社の理事となる。

明治四十二年(一九〇九) 日本産業株式会社(大阪)の創立発起人となる。

大正 六年(一九一七) 豊浦郡韓海漁業団長となる(明治四十四年)。

大正 六年(一九一七) 六月十六日没(六十八歳)。

三、「玄洋捕鯨会社」について

「玄洋捕鯨会社」は、福岡県宗像郡大島村(現福岡県宗像市大島)を根拠地として、明治二〇年代に操業した捕鯨会社である。内田猛四郎は、同社の株主惣代や理事を務め、社内において重要な位置を占めていたと考えられる人物である。

「玄洋捕鯨会社」の設立・廃業の時期について、『大島村史』(大島村教育委員会編 一九八五)では、明治二十一年(一八九二)十二月の「玄洋捕鯨会社」の辞令書を取りあげ、「大島捕鯨商社」解散後、新会社(「玄洋捕鯨会社」)を再建し、株式組織をとって経営に当たるものの、「明治二十四年(一八九二)ごろにはまた解散している」としている。また、同史では、『筑豊沿海誌』(筑豊沿海漁業組合編 一八八八)を引用し、明治二十一年から同二十五年(一八九二)まで再び鯨網を始めたが失敗に終わったとし、これが「玄洋捕鯨会社」を指しているのだろうと指摘している。

一方、鳥巢は「福岡日日新聞」の史料に基づき、明治二十一年十二月二十四日に県庁から出願申請に対する許可がおりて捕鯨の操業が始まったが、明治二十六年（一八九三）五月には終了したとしている（『西海捕鯨の史的研究』鳥巢京一 一九九九）。なお、同新聞の「玄洋捕鯨会社」の名称は、明治二十一年十二月十二日には「大島捕鯨会社」、同年同月二十五日には「玄洋捕鯨会社」となっており、名称的には「大島捕鯨」から「玄洋捕鯨」への転換を示唆するも、その組織内容がどのように推移しているかを確証できる資料は現在のところ見いだせない。

このように「玄洋捕鯨会社」の成立・廃業については諸説あるが、豊北歴史民俗資料館が所蔵する史料に基づいて、関連事項を列挙すると次のようになる。

- ① 明治二十年一月三十一日に、大島村人民総代から内田猛四郎に宛てた捕鯨網代についての仮約定が出される（「仮約定書」（史料22））。
- ② 明治二十一年七月二十八日に、安河内丈助ら「玄洋捕鯨会社」開業願主が、株主惣代の内田猛四郎宛に「誓書」（史料23）を出しており、大島村の慣行漁場へ捕鯨網組を起業しようとしていたことがうかがえる。
- ③ また、同日に大島村人民惣代二十一名と、「玄洋捕鯨会社」株主惣代六名（うち村上包三ら二名は明治二十一～二十二年の間に退社）の間で、捕鯨網代について定めた「約定証」（史料55）も承認される。
- ④ 約五ヶ月後に提出された「捕鯨営業願（申請書と許可書）」（史料24）では、大島周辺の捕鯨営業について安河内丈助らが願主となって福岡県庁へ願い出ており、明治二十一年十二月二十五日に許可されている。これには大島周辺の地図も付属しており、本格的な操業を目指していたと思われる。

⑤ しかし、約二年半後の明治二十四年五月の通常会において、創業以来年々損失が重なりこれ以上の経営が難しいため、本社は事業継続しないこと

が決議されている（「玄洋捕鯨会社明治二十四年五月通常会決議録、決算・収支報告書」（史料20））。それに伴って、捕鯨事業の引受先を斡旋した者には、報酬として「金百圓」を与える取り決めになっていた。

- ⑥ 「有限責任日本捕鯨株式会社」（以下「日本捕鯨」）は本店を大阪府に置き、「福岡縣宗像郡大嶋村」を第一として、「嶋根縣嶋根郡美保ヶ關」「山口縣大津郡立石浦」へ段階的に進出し、最終的に遠洋捕鯨業を創設することを一大目的に掲げていた会社である。「日本捕鯨」の「本社捕鯨営業場遠因」には、有志者が明治二十一年から三十年間大島網床（江戸期には藩主黒田家支配）を使用する契約をし、捕鯨場を設置して営業を続けるが、明治二十三年には未曾有の風雪暴雨や作業員の病等のために十分な捕獲ができず、徐々に漁業維持が難しくなってきたところに、「日本捕鯨」の発起人等が網床使用年限から建家まですべて買い取った経緯が記されている。加えて同社の発起人には、内田猛四郎や「玄洋捕鯨会社」の役員（技手）を務めた藤井嘉兵衛の名前があり、「日本捕鯨」と「玄洋捕鯨会社」の関連をうかがわせる。（「本社設立趣旨 本社目的 営業収支予算書」（史料53））

⑦ 「玄洋捕鯨会社」の引受業者は、おそらく「日本捕鯨」だと推測される。また、「日本捕鯨」と福岡県糟屋郡新宮村の豊村源之助（「玄洋捕鯨会社」から諸書類を譲り受けた人物）との間で、家屋建物、捕鯨網、諸器械、船、船具、また営業に関する諸約定証書類等一切を「金壹万四千五百圓」で売買する、年月日未記載の仮約定証（「仮約定証「捕鯨関係」」（史料46））があり、実際履行されたかは不明であるが、「玄洋捕鯨会社」と「日本捕鯨」を結びつけ、捕鯨事業を引き受けた可能性を示唆する。

これらのことから、「玄洋捕鯨会社」の開始時期は明治二十一年であり、明治二十三年には未曾有の風雪暴雨等のために十分な捕獲ができず、その後捕獲量増加をはかるものの成果は上がらず、漁業維持が難しくなるところ

を、明治二十四年「日本捕鯨」が引き受けたのではないかと考えられる。ただし「日本捕鯨」が実際に創業されたのかどうかも、現段階でははっきりしていない。

以上、簡単ではあるが、所蔵史料から「玄洋捕鯨会社」の設立・廃業に関する史料を挙げた。これらの史料から、明治期の近代化が進むなかで、従来の古式捕鯨にみられるような一地域主体の鯨組組織とは異なる玄海灘、響灘とつながる地域が連携した、株主組織としての一捕鯨会社の推移が推測できるだろう。今後は漁業法等との兼ね合いも踏まえた上で、他の史料と比較検討し、精査することが必要だろう。その前段階として、本稿では関連資料を資料化するのみに留めたい。

四、「玄洋捕鯨会社」関係資料（関連部分のみ抜粋）

※棒線部分は本文関連箇所（筆者による）。

〔史料23〕「誓書」（明治二十一年七月二十八日）

誓書

今回大島村慣行漁場へ捕鯨網組起業スルニ付株主一同決議之上拙者等願主トナリ出願シ許可ヲ得候ニ於テハ全ク願主ヲ主張シ擅ニ我意ヲ募リ株主壹□之協議ヲ洩ル等之義曾テ致問敷素ヨリ株主一□之権理タル事深ク信シ居候仍而後方異論為無之誓書進シ置候処如件

福岡県筑前国宗像郡大嶋玄洋捕鯨会社開業願主

明治廿元年七月廿八日

安河内丈助 印
中村清三 印
大島弥十郎 印
河野幸作 印
遠藤孫十 印

山口県長門国豊浦郡矢玉浦
株主惣代

内田猛四郎殿

〔史料24〕捕鯨営業願（申請書と許可書）（明治二十一年十二月十日）

捕鯨営業願

私共義

此度同志相謀金壹万□千円ノ資本ヲ準備シ本島漁場内ニ於テ捕鯨営業仕度尤創始之大業ニ付組内へ評議仕候処支障筋無之別紙漁□□副□□之通りニ御座候条御差問之筋無之候ハ、御許可被成下度漁場絵図面相添へ此段奉願候也

福岡県筑前国宗像郡大島村七百廿八番地人民惣代

願主 安河内丈助 印

同県同国同郡同村千百貳拾番地人民惣代

同 河野幸作 印

同県同国同郡同村六百九拾貳番地人民惣代

同 遠藤孫十 印

同県同国同郡同村六百拾八番地人民惣代

同 大島弥十郎 印

同県同国同郡同村六百六拾貳番地漁業取締

同 中村清三 印

同県同国神湊村

永島三之丞 印

同県同国大島村漁業取締

村井勝次 印

明治二十一年十二月十日

福岡県知事安場保和殿

前書之通相違無之二付奥印仕候也

大島村

明治廿一年十二月十日 戸長 吉村発興[㊤]

農第四百八十三号 [㊤]

願之趣聞届候事

但捕鯨之都度其景況届出ツヘシ

明治二十一年十二月廿五日

福岡県知事安場保和[㊤]

〔史料62〕 明治廿参年改 玄洋捕鯨会社定款并同細則廿二年期決議録綴

(明治二十三年)

明治廿参年改 玄洋捕鯨会社定款并同細則廿二年期決議録綴

山口県長門国豊浦郡矢玉浦

内田携

主意書

水産ヲ捕採シテ生民ノ資ヲ饒カナラシムルハ社會經濟ノ財原中ニ在リテ其地歩ヲ占ムル尤モ高キモノナリ吾筑前國宗像郡大嶋ハ玄海灘中ノ一孤島ナリト雖捕魚採藻ノ収利四時ニ涉リテ絶ルナク人民ノ生業以テ乏シカラサルヲ得而シテ該嶋ノ地勢タル北ハ長門海ニ南ハ肥前海ニ西ハ壹岐對馬海ニ相通シ東ニ本郡湯川孔大寺等ノ高山アリテ其脈遠ク豊前ノ諸山嶽ニ聯絡シ山色鬱々海氣蒼々湖水涯ナク洋々上天ニ漲リ大鱗巨介ノ集ル處ハ鯨鯢往來通行ノ熟路ナリ是以今ヲ距ル^一五十有餘年前即チ天保年間捕鯨組ノ設立アリ初年度捕獲スル所ノ鯨拾八頭然レモ翌年ニ至リ忽チ廢業ニ屬ス其後一二ノ起業者アリテ捕獲ノ収利ナキニアラサルモ又皆永續ノ功ヲ遂クル能ハス今其廢業ノ基因ヲ原ヌルニ或ハ捕鯨起業以來暴風屢起ハ宗像神社ノ崇ル所ナリト蠹氓囂々シテ止

マサルニ在リ或ハ他方同業者其収利多キヲ妬害シテ賄賂以テ吾組合ヲ離間シタルニ在リ或ハ漁具漁法ノ不完全ナルニ在リト云フ 以上列擧スル所皆是民智低度ノ致ス所ニシテ民智開明ノ今日ニ於テ之ヲ追思スルニ遺憾極ナキナリ然レトモ猶能ク其起業ノ事跡ハ今日ニ至ルマテ未タ消滅セズ唯遺憾ヲ懷テ躊躇スル者ニ優レル万々ナリ 近年鯨鯢通行ノ數更ニ多ク壹年間大約壹千頭ノ上ニ出ツ是價ヲ概算シ一頭一千圓宛トスレハ通計金額一百萬圓ナリ是捕鯨海咽喉ノ位置ヲ占有シナカラ其大利ヲ収メ得ル^一ヲ務メス悠々自如タルハ價值一百萬圓ノ財物ヲ自ラ海上ニ投棄漂流セシメテ顧惜スル所ナキト一般ナリ今捕鯨組ノ組織ヲ善美ニシ團結ヲ鞏固ニシ汲々業務ノ擴張ヲ企圖セハ必ス其目的ヲ達シ得テ筑前海上第一ノ利權ヲ掌握スルヲ得ルヤ疑ヲ容レズ 夫レ協同結合ノ事業ハ厦屋ヲ構成スルカ如シ棟梁柱礎ノ材相待テ初テ成ル嗚呼天下ノ同胞苟モ本組創立ノ主意ヲ知ラハ各自奮ツテ若干ノ株主トナリ以テ棟梁柱礎ノ材ヲ具ヘテ捕鯨組ノ一大厦屋ヲ構成シテ社會經濟ノ一財原ヲ浚渫シ生民ノ資用ヲ万世ニ饒厚ナラシムル所以ノ處トセン^一ヲ期待スト云フ

^有實^在筑前大嶋玄洋捕鯨會社定款

第一章 總 則

第一條 本社ノ目的ハ鯨族ヲ捕獲スルヲ以テ目的トス

第二條 本社ノ名稱ハ玄洋捕鯨會社ト稱ス

第三條 本社ノ位置ハ福岡縣宗像郡大嶋村字宮崎

番地二置ク

但船定繫場並納家等ハ字加代濱ニ設ク

第四條 本社ノ資本金總額貳萬圓トシ之レヲ四百株二分チ壹株金五拾圓トス

但本條金員ヲ募集スル期日ハ通常會ノ決議ヲ以テ執行ス故ニ拂込期日ヲ

怠タルモノハ利息ヲ附ス尚怠タルモノハ株式入札ヲ以公賣執行ス

第五條 本社營業期限ハ明治廿一年一月ヨリ全五十年十二月迄三拾ヶ年トス

尤滿期ニ至リ尚繼續スルト否トハ株主總會ノ決議ニ依ルモノトス

第六條 本則ニ付屬スル細則ハ社長之レヲ編製シ株主會ノ決議ヲ經テ施行スルモノトス

第七條 本則ニ正條ナキモノハ株主會議ノ決議ヲ以別ニ定ムル所ニ據ル

(中略)

第三章 役員設置

第十九條 本社ニ左ノ役員ヲ置キ事業ニ從事セシム

社長 壹名

理事 壹名

會計係 壹名

沖場取締 壹名

理事補 壹名

評議員 五名

技手 壹名

第二十條 社長理事會計係ハ株式拾株以上理事補ハ五株以上所有スル資産名

望アルモノノ評議員ハ株式ノ多少ヲ問ハス各撰擧ハ總株主ノ投票ヲ以テス

第廿一條 社長以下任期ハ滿二ケ年トシ二ケ年毎ニ改撰ス尤滿期ニ至再撰ス

ルモ妨ナシ

第廿二條 社長理事會計係ニ撰任セラレタルモノハ本社諸規則ヲ遵守スルハ

無論服務規律ニ據リ正實ニ職務ヲ盡スヘシ

第廿三條 社長以下給料及報酬賞與等ハ凡テ株主會ノ決議ヲ以執行スルモノ

トス

第廿四條 社長ハ會社萬般ノ事務ヲ總括理事以下役員ヲ指揮シ營業上一切ノ

責ニ任ス

第廿五條 理事ハ社長ヲ補翼シ庶務ニ係ル一切ノ事務ヲ負擔シ其責ニ任ス社

長事故アルハ其代理ノ任ニ當ルヘシ

第廿六條 會計係ハ會計ニ係ル一切ノ事務ヲ負擔其責ニ任ス社長理事事故ア

ル時ハ其代理ニ當ルヘシ

第廿七條 沖場取締ハ社長ノ命ヲ受ケ沖場全体ノ取締ヲ負擔スヘキモノトス

第廿八條 理事補ハ社長及主任ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事シ其責ニ任ス

第廿九條 評議員ハ社務全体ニ關シ利害得失或ハ社長ノ求メニ應シ其事柄ニ

對シ評決スルモノトス

第三十條 技手ハ社長ノ命ヲ請ケ漁事ノ方案漁具使用ノ得失及ヒ水夫雇役ノ

取締ヲ負擔其ノ責ニ任ス

(中略)

明治廿三年度事業費豫算決議錄

一金八千五百五圓貳拾錢

是ハ廿三年度事業ニ關スル一切見積

内

五千貳百五拾壹圓七拾錢

是ハ廿三年舊十一月一日網卸迄要スル見積

三千貳百五拾三圓五拾錢

是ハ前十一月網卸ヨリ翌廿三年舊三月十五日終業迄要スル見積

一金三千六百五拾貳圓貳拾貳錢^四七厘

是ハ廿二年度事業費不足高

一金貳百八拾九圓九拾九錢

是ハ前項三千六百五拾貳圓貳拾貳錢^四七厘借り入レ金ニ對スル利息

通計金壹万貳千四百四拾七圓四拾壹錢七厘

内

金六千圓

是ハ在來八拾圓株貳百株ヲ五拾株^四四百株ト訂正シ壹株ニ付拾五圓ツ、徴

収額

金千百貳拾五圓

是八新網拾反新調亭代借り付ケ見込

金五千四百三圓六拾六錢七厘

是八事業中追々二要スル見込二付入用達二借り入之見込

明治廿三年期捕鯨會社組立豫算表

種目	數量	摘要	人員	金額
亭	三千七百	百斤		千百廿五圓
椎皮	壹万斤	同拾錢		八拾圓
前細工費		壹人拾錢	延五百人	百圓
木	貳万斤	百斤		貳拾四圓
桐アパ	五百枚	拾錢		貳拾五圓
荒手繩	三百束	拾錢		三拾圓
櫓	百挺	壹挺		百四拾圓
白ラセ亭	白ラセ十貫	百斤		七拾五圓
大道具五十貫	貳十圓			四拾四圓
苦延其他	延五百枚	一錢		五拾圓
雜費	廿五軒	貳圓		五拾五圓
倉庫修繕費	廿五軒	貳圓		五拾五圓
船作事	廿貳艘	一圓		五拾五圓
魚見山修繕費	五ヶ所	三圓		拾五圓
運搬費	廿五回	貳圓		五拾圓
竹木費	數荷	貳圓		三拾圓
船圍費	廿貳艘	壹圓		三拾三圓
敷地料	八ヶ所	壹圓		三拾五圓
油	壹石貳斗	壹圓		拾三圓廿錢
蠟燭	三拾斤	壹斤		四圓五拾錢
亭網賃	六百貫目	八錢		五拾圓
雜費				百圓
會議費				貳拾圓
諸税金				三拾五圓

沖合親	壹人	貳拾四圓
水戸親	壹人	貳拾圓
刺	拾五圓	百貳拾圓
舳押	拾貳圓	九拾六圓
船頭	拾五圓	百六拾五圓
沖目代	壹人	貳拾五圓
船大工	一人	四拾圓
小頭 錄	貳圓	三拾八圓
地嶋山見	拾五圓	六拾圓
中山見	拾五圓	三拾圓
沖切	拾四圓	五拾六圓
納屋夫	拾五圓	三拾圓
小切夫	拾圓	拾壹圓
飯焚	壹圓	三拾五圓
會社小使	壹人	拾壹圓
雙楫船	拾壹艘	九百九拾圓
勢子船	八艘	五百七拾六圓
米	三百三拾	貳千四百九拾七圓
薪	貳萬貳千抱	貳百貳拾圓
酒	拾八石	貳百五拾圓
金ノ利子	拾四錢	三百五拾圓
役員給	拾人	五百七拾五圓
派出旅費		百五拾圓

合計八千五百〇五圓廿錢

(後略)

〔史料14〕 指令書（明治二十三年八月）

玄洋捕鯨会社理事

内田猛四郎

二十三年度本社捕鯨漁事ニ関スル漁夫并納家夫雇入方一切担当ヲ指令ス

玄洋捕鯨会社長

石松三次郎^印

明治廿三年八月

〔史料53〕 本社設立趣旨 本社目的 營業収支予算書（年代不明）

本社設立趣旨 本社目的 營業収支豫算書

^{有線}日本捕鯨株式會社創立委員

（中略）

本社目的

一本社ハ捕鯨ヲ營業ノ本旨トス

一本社ハ本店ヲ大阪府下大阪市ニ支店ヲ各營業場ニ設置ス

一本社ハ資本金ヲ九萬圓ト定メ惣株數ヲ參千六百株トシ壹株ノ金高貳拾五圓トス

一本社株式ハ拾回ニ分割シテ募集スルモノトス

一本社株金拂込ハ最初五回ヲ漸次拂込ミ殘五回ノ拂込ハ本社事業ノ景況ヲ謀リ株主總會ノ議決ニ依テ募集スルモノトス

一本社營業ハ毎年十一月ヨリ翌年三月迄ヲ營業期トス

一本年ハ株式會社組織ニ際シ營業期已ニ切迫スルヲ以テ當初拂込株金ヲ以テ營業収支豫算ヲ目途トシ發起人總會ノ議決ニ依リ漸次着手實行スルモノトス

一前項捕鯨ノ營業場即大嶋網床ハ今ヲ去ル參拾余年前ヨリノ良網床トス最モ藩主黒田家ノ御手元漁場ニシテ實ニ良好ノ營業場ト云フモ敢テ空言ニアラ

ズ依テ壹ケ年間収益金百分ノ二ヲ該大嶋村ニ給與シテ本年ヨリ向フ貳拾七年間使用ノ契約ヲ爲セリ

一本社ハ外飾ニ泥マズ儉勤着實ヲ主トシ専ラ實力得益ヲ本旨トス

一本社ハ明治貳拾四年ヨリ貳拾七年間ヲ營業期トス尚ホ繼續スルハ株主總會ノ議決ニ依テ定ム

一本社設立ハ數年前ヨリノ計畫ニシテ一朝一夕ノ考案ニアラズ漸ク本年ニ到リ二三ノ良網床ヲ掌握スルノ域ニ達セシヲ以テ茲ニ創設スルノ計畫ヲナセリ本年ハ創設ノ初年ナルヲ以テ福岡縣宗像郡大嶋村ヲ第一着トシ次年ヨリハ第二ヲ嶋根縣嶋根郡美保ヶ關ニ着手シ第三ヲ山口縣大津郡立石浦ニ漸次着手スルノ計策トス此漁況ニ依リ株主總會ノ協賛ヲ得テ遠洋捕鯨業創設スルノ一大目的ヲ有スルナリ

（中略）

本社捕鯨營業場遠因

一本社營業ノ最モ要タル大嶋網床ハ前ニモ記述セシ如ク實ニ良網床ナリシモ當時ハ藩主黒田家ノ御手元漁場ニシテ該大嶋々民ノ漁業ヲ營ム能ハズノミナラズ聊カモ益スル所ナク實ニ困難ノ極ニ到ル其情況見ルニ忍ビザル思ヒアリト云フ自來星換リ時移リ明治ノ年度トナリ自由ニ漁業ヲ成スノ時期ニ至リ良網床ヲ眼下ニナシナガラ資本ノ乏シキ爲メ手下サズアリシ處ニ二三ノ有志者等全嶋民ト熟談ノ上捕鯨場ヲ設置シ漁業ニ從事スルノ約シ廿一年ヨリ向フ三拾ケ年該網床使用ノ契約ヲ爲シ即全年ヨリ着手シ網四拾反漁船拾貳艘新製シ試漁ニ從事ナシタルニ僅々ノ漁器ヲ以テ鯨九頭ヲ捕獲^{（見内鯨頭）}此代價即金壹萬四千圓ヲ收入ス之レ漁器ノ僅少ニ對シテハ大漁ト云モ過言ニアラズ此ノ好機ヲ得テ益奮發翌貳拾貳年度ハ網貳拾反ヲ増製シ六拾反トナシ船四艘ヲ増造シ拾六艘トナシ漁夫貳百名ヲ使用シ以テ漁業ニ從事スルニ鯨拾四頭ヲ捕獲^{（見内鯨頭）}ス此代價即金貳萬五千圓ヲ收入シタリ然ルニ全年ハ米價非常ノ騰貴ニ際會シタレバ他ノ消耗品ヲ買得スルモ隨テ高價ナリ

シヲ以テ收入金ニ對シテハ利益金ノ僅カナル實ニ壹萬貳千圓ナリ（「セミ鯨」ノ本年魚期內ニ漁業場ヲ通行ナシタルニ如何セン漁器ノ細小ナル故ニ捕獲スル能ハズ遺憾限ナシ）尚翌廿三年度ハ網三拾反ヲ新調シ古網八反ヲ揚ケ小道具（（船網・漁網））トナシ全網八拾貳反ヲ用ヒ漁船四艘ヲ増造シ加ヘテ貳拾艘トナシ漁夫貳百六拾名ヲ使用シテ漁業ニ從事ナシタル處豈料ラン該期ハ四拾余年以後未曾有ノ風雪暴雨ニ際會シ加之漁事監理（鯨ノ通行スルヲ魚見山ニ於テ通行筋及船ノ配置方ヲ漁夫并水夫ニ指揮スルモノヲ云）一月中旬比ヨリ三月中旬比迄六拾余日間眼病ニ罹リ漁事ヲ指揮スルヲ自由ナラズ爲メニ僅カニ鯨貳頭ヲ捕獲ナシタルノミニシテ此代價即金四千參百圓ナリ（本年モ「セミ鯨」漁業場ヲ通行セシヲ再度迄見逃セリ）且ツ器械建家等八年々増製ナシタルモノニシテ總金高既ニ三萬余圓ノ巨額ニ及ボスモ尚年ヲ重ヌルニ隨ヒ漁器ヲ増製加造シテ利益ヲ得ント欲スル期ニ際シ損害ヲ醸シ之ガ爲メ當局者ニ於テモ漁業維持ニ苦シミ百方計畫アリシ所ヲ本社發起人等此期ニ乘シ奮勉計畫漸クニシテ網床使用ノ年限及漁器并ニ建家等ニ至ル迄悉皆我ガ手ニ買得スルノ約ヲナス之レ本社設立ノ最モ一大原因ニシテ從前營業ノ經驗モアリ今ヨリ此網床ヲ使用シテ豫算書ノ如クニ漁器ヲ増製シ捕漁ニ從事スレバ收入豫算ノ通り收益ヲ得ルハ確証スルト云モ敢テ過言ニアラズ又捕鯨ノ漁具モ種々ト改良ノ考案式ハ發明等爲シタルモ資本金ノ乏シキハ之レ時期ノ至ラザルト思考ス實ニ遺憾限リナシ又前述ノ如ク漁事監理人等ガ病災ノ爲メニ損耗ヲ來ス等ノ豫防ハ本社特ニ注意ナスノ見込ナリ依テ聊カ述ベテ賛成諸君ノ備考ニ供ス前述ニアル三ヶ年間ニ捕獲ナシタル鯨ノ大小并ニ斤量等ヲ平均スル左ノ如シ

鯨名	大小ノ區分	壹頭ノ量斤
シロガツ 白長曾鯨	拾八尋内外	拾壹萬貳千斤内外
ザトリ 座頭鯨	拾尋内外	六萬斤内外
ナガツ 眞長曾鯨	拾四尋内外	五萬五千斤内外
コ鯨 兒鯨	六尋内外	六千斤内外

（後略）

〔史料20〕 玄洋捕鯨会社明治二十四年五月通常会決議録、決算・收支報告書

（明治二十四年五月六日）

本年通常會五月一日ヨリ三日マテ於神湊村開會其決議廿三年度決算表及創始ヨリ本年迄収支勘定書共別紙夫々送附致候條御落手可被成下候該事業引受御望ノ御方ハ早々大島事務所へ御申入被成遺度此段彼是及御照會候也

明治廿四年五月六日 玄洋捕鯨會社[㊤]

大島

目原伊三治殿

本社創始ヨリ本年ニ至ル迄収支勘定書

一金壹萬六百九拾貳圓六拾七錢五厘

右ハ明治廿一年期經費支拂高

内

九千八百〇四圓六拾五錢九厘

右明治廿一年期收入高

差引

金八百八拾八圓〇壹錢六厘

右明治廿一年期不足損料金ナリ

是ハ廿二年期支拂ニ編入シ相濟

一金壹万七千八百七拾九圓六拾壹錢八厘

右明治廿二年期經費支拂高

内

壹万四千貳百貳拾六圓三拾七錢六厘

全年期收入高

差引

三千六百五拾貳圓貳拾四錢貳厘

右明治廿二年期不足損耗金

一金九千六拾圓九拾五錢

右廿三年期經費支拂高

内

八千六百貳拾八圓拾九錢四厘

全年收入高

差引

四百三拾貳圓七拾六錢六厘

右ハ廿三年期不足損耗金

合四千八拾六圓〇〇八厘

右金本年迄不足金額

明治廿四年五月一日ヨリ於神湊通常會決議錄

一社長理事事故申立ニヨリ定款第三十七條後段ニ基キ議長ヲ會員中ヨリ互撰爲ストス

多數ニヨリ

議長 目原伊三次

一廿三年期決算諸帳簿ヲ審査ヲ爲ストス

一審査委員ハ評議員ヲ以テ充之尤評議員ノ内壹名他行欠席ニ付會員中ヨリ特

ニ二名増員ナストス

一右増員二名人撰ハ議長ノ推撰ニ任ス

其指名

永島宗次郎

岩崎小助

一審査ハ閉會引續キ着手スルトス

一審査委員日當ハ廿二年期ノ例ニ據ル

一本社事業適ハ創始ヨリ本年マテ年々損耗ニ至リ此往資金出金ニ耐ヘサルニ

據リ事業ヲ他ニ讓リ本社ハ事業繼續セサルモノトス

一事業ヲ他ニ讓ルニ付テハ本社本年迄ノ支拂不足額ノ外二金百圓ヲ加ヘ(是

ハ周旋人ノ手數報酬ニ充ル)ヲ代價トシ本社財産悉皆讓渡ス尤該事業者ヨ

リ元株主中ヘ對シ捕鯨壹頭ニ付〔五尋以下ハ除ク〕拾圓以上三拾圓以下ノ

特約金ヲ其引受事業者ヨリ事業年限中出サシムルモノトス

但事故ノ爲事業ヲ中止スルハ此限ニアラス尤引受事業者ヨリ又他ニ讓

ルモ此特約ハ繼續スルモノトス

一引受事業者ヲ周旋ナシタルモノヘハ自他共二手數報酬トシテ金百圓ヲ投與

ス

一右特約金拾圓以上三拾圓以下ノ圍内ニテ現行約定金ヲ定ムルハ役員評議員

及審査二増員シタル衆中ヘ總テ賣買讓與ノ事委託爲スモノトス

一前事業引受者定リタル上ハ直ニ其旨株主中ヘ報告アルヘキトス

一本年支拂不足額ハ事業引受者定マルマテ本社財産ヲ書入社借ヲ爲ストス

此擔當ハ重役員ニ托スルモノトス

右議決ス

本年通常會ニ於テ決議シタル所及報告候也

明治廿四年五月六日

玄洋捕鯨會社

議長 目原伊三次

〔史料46〕 仮約定證「捕鯨關係」（年代不明）

仮約定證

福岡県糟屋郡新宮村住豊村源之助ト今度創立ノ日本捕鯨株式会社ト筑前大島村ニ存仕ノ捕鯨網罷候諸器械属スル倉庫船々具及右營業ニ関スル諸約定書類共別冊台帳之前買受人約定スル左ノ如シ

第一条 元筑前玄洋捕鯨会社力同国大島村人民ト明治廿一年ヨリ向三拾ケ年間捕鯨營業約定シタル同島海面捕鯨網床右營業ニ関スル諸約定証書類一切同社方源之助譲受ケ居ル分更ニ譲受ヲ為ス事

第二条 元同社所有ノ家屋建物捕鯨網及諸器械船々具等台帳之前源之助譲受ケ居ル分更ニ譲受ケヲ為ス事

第三条 第一第二兩条ニ掲ル物件代価金壹万四千五百円ニテ買売契約スル事

第四条 第三条ヘ掲ル代金之内即今手付トノ金 成入残額ハ
限ニ悉皆払切スル事

第五条 第二条ヘ掲ル諸器械台帳之前現品送否ヲ生スル時ハ互ニ相当ノ代価ヲ見積弁償スル事

右ノ条々約定スル確實也万一違約ヲ生シタル節ハ違約定者ハ約定履行者ノ請求ニ応シ金 円以上ヲ違約謝罪ノ為メ弁償スルモノナリ依テ同案式通ヲ製シ至ニ捺印シ双方一通宛所持シ後日ヲ表スル約定証右如件

〔註〕

（1）『大島村史』大島村教育委員会編（大島村、一九八五、二二九頁）

〔参考・引用文献〕 あいうえお順

・『大島村史』大島村教育委員会編（大島村、一九八五）

・『西海捕鯨の史的研究』鳥巢京一（財九州大学出版会、一九九九）

・『豊北町史二』豊北町史編纂委員会（豊北町、一九九四）

・『山口県史 史料編 近世4』山口県（山口県、二〇〇八）

〔凡例〕

・史料について、判読できない文字については□で記した。

・史料の字体については原則常用漢字に改めた。常用漢字表にないものについてはそのままとした。ただし、原本が活字の史料は原則原本のままとし、特に支障がないと思われる箇所については随時改めた。

・原本中の抹消・訂正部分については原本通りに記した。抹消部分には二重線を付した。

・氏名、会社名の捺印がある箇所は㊟で記した。

末尾になりましたが、史料の一部については、山口県文書館の山崎一郎先生、豊北郷土文化友の会の阿部和正先生のご助力を得ました。記して感謝いたします。

〔表1〕捕鯨関係史料一覧

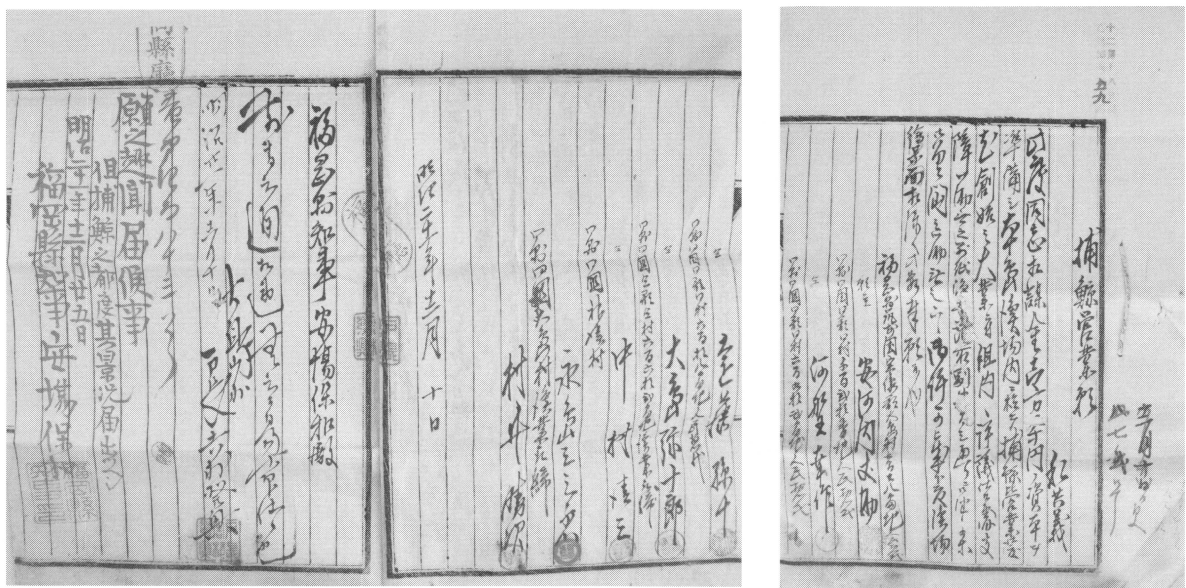
下関市立豊北歴史民俗資料館蔵

番号	文書名	差出→宛	年・月・日	数量	家名	文書番号	ファイル名
1	手紙（寄鯨について）	和田半三郎→内田源兵衛	.如月.5	状1	内田家	内田家文書 (矢玉)2	8 1 諸家文書 他
2	手紙（寄鯨について）	金山勝右衛門→御庄屋内田源兵衛		状1 包1	内田家	内田家文書 (矢玉)2	8 2 諸家文書 他
3	証（玄洋捕鯨会社株式券証五株で金百五十円請返について）	内田猛四郎→大田清蔵	明治24.旧2.24	状1	内田家	内田家文書 (矢玉)4	14 諸家文書 他
4	柴田辺口内田仲間帳 鯨買入之部		明治23.	横帳1	内田家	内田家文書 (矢玉)21	2 諸家文書 他
5	鯨買入計算帳 内田姓		明治21.	半横帳1	内田家	内田家文書 (矢玉)21	3 諸家文書 他
6	長崎県五嶋柏捕鯨場の図			図1	内田家	内田家文書 (矢玉)21	5 諸家文書 他
7	書簡	日本捕鯨株式會社→内田猛四郎	(14). 6.19	状1 包紙1	内田家	内田家文書 (矢玉)21	8 1 諸家文書 他
8	明治廿一年十二月捕鯨賞控 玄洋捕鯨会社		明治21.12.	半横帳1	内田家	内田家文書 (矢玉)21	10 諸家文書 他
9	書状（寄鯨売払代銀の事）	新屋奎兵衛→内田源兵衛		状1 包紙1	内田家	内田家文書 (矢玉)22	54 諸家文書 他
10	書簡	中野貞五郎→玄洋捕鯨会社	. 4.16	包1 状1	内田家	内田家文書 (矢玉)23	1 3 諸家文書 他
11	玄洋捕鯨会社重役内田猛四郎宛書簡	石松三次郎→内田猛四郎・柴田源太郎	明治24.	封書4 袋1	内田家	内田家文書 (矢玉)23	1 4 1 諸家文書 他
12	売渡証（鯨網）	（玄洋捕鯨会社）		状1	内田家	内田家文書 (矢玉)23	1 4 2 諸家文書 他
13	約定証（鯨網）			状1	内田家	内田家文書 (矢玉)23	1 4 3 諸家文書 他
14	指命書	玄洋捕鯨会社社長 石松三次郎→内田猛四郎	明治23. 8.	状1	内田家	内田家文書 (矢玉)23	1 5 諸家文書 他
15	鯨骨売買定約書	売主内田猛四郎→鹿児島県川内買主糸井伊太郎	明治23.旧正.29	2枚綴	内田家	内田家文書 (矢玉)23	1 6 諸家文書 他
16	書簡	→内田猛四郎外	明治23～24	封書19 状6 (計25点)	内田家	内田家文書 (矢玉)23	5 1 諸家文書 他
17	日本捕鯨株式会社仮定款			冊1	内田家	内田家文書 (矢玉)24	2 諸家文書 他
18	鯨組歩入規定書替 立石浦				内田家	内田家文書 (矢玉)24	2 1 諸家文書 他
19	出雲国捕鯨会社定規			冊1	内田家	内田家文書 (矢玉)24	3 1 諸家文書 他
20	玄洋捕鯨会社明治二十四年五月通常会決議録、決算・収支報告書	→大島目原伊三次	明治24.5.6	冊1	内田家	内田家文書 (矢玉)24	3 2 諸家文書 他
21	断簡（大島郡捕鯨…発起人）	→安河内丈助・中村清三		断簡1	内田家	内田家文書 (矢玉)24	3 4 諸家文書 他
22	仮約定書	大嶋村人民総代→矢玉浦内田猛四郎	明治20. 1.31		内田家	内田家文書 (矢玉)24	4 2 諸家文書 他
23	誓書	矢玉浦株主総代内田猛四郎→	明治21. 7.28		内田家	内田家文書 (矢玉)24	4 3 諸家文書 他
24	捕鯨営業願（申請書と許可書）	安河内丈助他六名→福岡県知事安場保和	明治21.12.10	4枚綴 絵図つき	内田家	内田家文書 (矢玉)24	4 4 1 諸家文書 他
25	玄洋捕鯨会社		明治22. 4.	包紙1	内田家	内田家文書 (矢玉)24	4 4 2 諸家文書 他
26	（捕鯨網代年限貸結約廉書）			2枚綴	内田家	内田家文書 (矢玉)24	4 9 諸家文書 他
27	筑前大島玄洋捕鯨会社定款 *整理封筒の記載				内田家	内田家文書 (矢玉)24	6 諸家文書 他
28	定約証（捕鯨会社）	（日本産業株式会社・五島柏捕鯨会社）		3枚綴	内田家	内田家文書 (矢玉)24	7 諸家文書 他
29	（福岡県漁業組合第二ノ組大島捕鯨営業願につき）問題点書留		明治 .	3枚綴	内田家	内田家文書 (矢玉)24	8 諸家文書 他
30	明治二十三年収支明細書ほか（捕鯨関係）		明治 .	綴6 状2	内田家	内田家文書 (矢玉)24	9 諸家文書 他
31	書状（捕鯨組株主の件に付）	万平→内田	(近代) .3.20	状2(継)	磯部家	磯部家文書 1-5	37 諸家文書 他
32	書状写（川尻鯨組関係）	藤井嘉兵衛→内田竹四郎	(近代カ)	状1	磯部家	磯部家文書 1-5	39 諸家文書 他
33	明治十六年鯨売捌書 二見浦河村熊蔵	関谷三蔵→河村熊蔵	明治16. 5.11	綴1	多田氏収蔵文書	多田家文書4	4 諸家文書 他
34	覚（極上鯨油カ）	赤間関唐物改問屋油屋作次郎→矢玉後地口蔵	文政12丑. 4.	状1	大賀家	諸家文書10	17 1 諸家文書 他

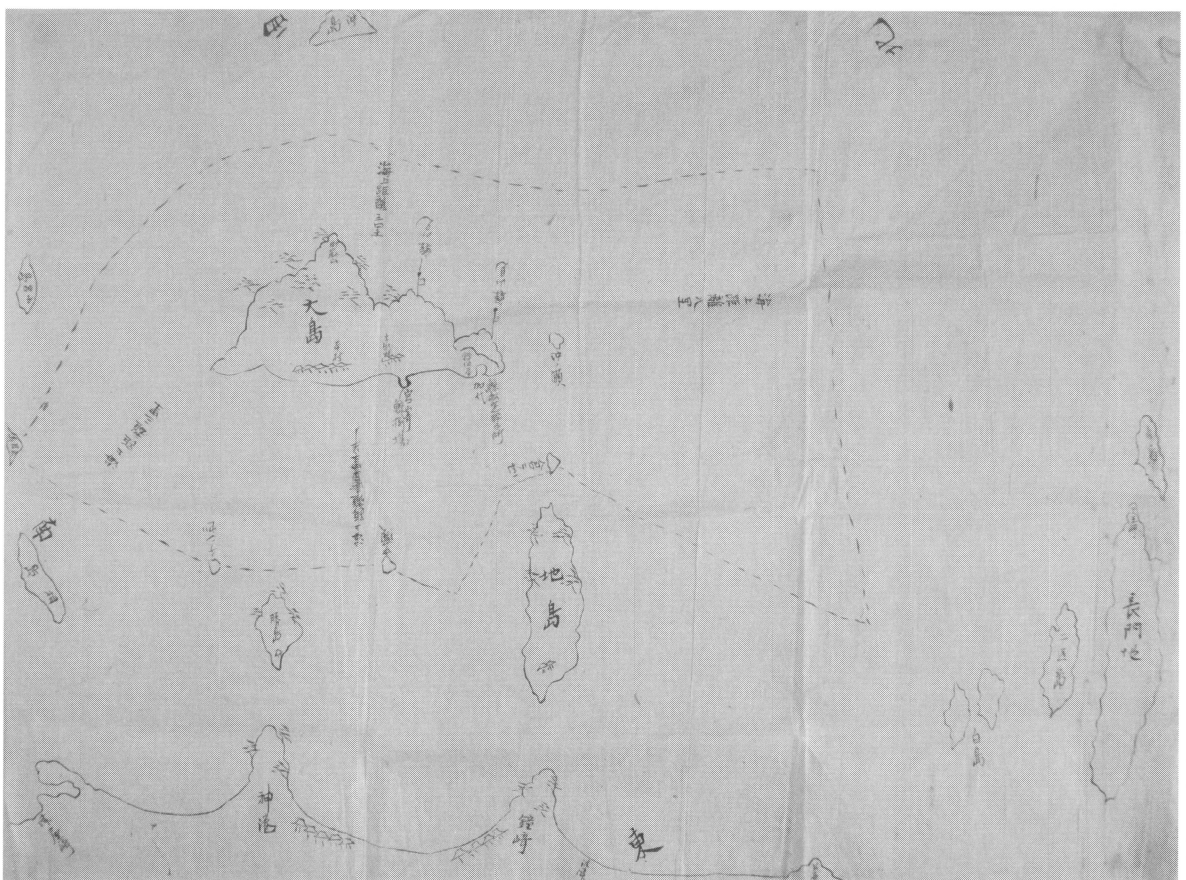
番号	文書名	差出→宛	年・月・日	数量	家名	文書番号			ファイル名
35	(玄海捕鯨) 絵図 (抜粋)			絵図 1		諸文書1	1	1	諸家文書 他
36	委任状 (玄洋捕鯨會社ヨリ…)	福岡市東中州 吉村發興→内田猛四郎	明治23.5.27	状1	内田家	地区別 箱3	12	1	地区別
37	金借用證 (金拾四円九拾錢…)	福岡市東中州 吉村發興→内田猛四郎	明治23.5.27	状1	内田家	地区別 箱3	12	2	地区別
38	書簡 (借金返済について)	吉村發興→内田猛四郎	11.9	状1	内田家	地区別 箱3	12	3	地区別
39	返口證証 (玄洋捕鯨會社株式當記五株…金百五拾円也…)	福岡市博多□□町 太田清蔵→内田猛四郎	明治22.11.1	状1	内田家	地区別 箱3	12	4	地区別
40	書簡 (捕鯨一件…)	中川勘三郎→内田猛四郎	6.24	状1	内田家	地区別 箱3	12	6	地区別
41	受取記 (金貳百円也…鯨油代…)	安田→内田	(明治)21.旧8.14	状1	内田家	地区別 箱3	16	17	地区別
42	御届 (玄洋捕鯨會社)	玄洋捕鯨會社社長 石松三次郎他→豊村源之助		状1	内田家	地区別 箱3	20	7	地区別
43	借用書	玄洋捕鯨會社 理事 内田猛四郎→□□□与市	旧12.27	状1	内田家	地区別 箱3	20	9	地区別
44	書簡 (捕鯨関係カ)	内田猛四郎→□□	旧7.19	3枚貼合	内田家	地区別 箱5	53	6	地区別
45	約定証 (一鯨網四拾反…)	水津稔		状 1		雑 箱12	4	1	雑
46	仮約定証 [捕鯨関係]	(日本捕鯨株式会社・豊村源之助)		綴 1		雑 箱12	4	2	雑
47	斗分 (…捕鯨網代貸付料…)	内田姓 (大島彌十郎→玄洋捕鯨會社)	明治23.5.7	状 1		雑 箱12	4	20	雑
48	[雑件]	大嶋角太郎→亥口捕鯨會社		状 3		雑 箱12	4	21	雑
49	賣渡證 (一鯨網…)	玄洋捕鯨會社社長 石松三次郎 他→北浅太郎	明治24.	綴 1	福岡県筑前	雑 箱20	2	2	雑
50	目録 (一金貳百八円九拾七錢五文…)	角屋戈吉→大島捕鯨組	明治23.3.25	状 1	福岡県筑前	雑 箱20	2	3	雑
51	明治廿四年度柏捕鯨會社経費明細表	松國嘉三次	明治25.5.8	綴 1	長崎県	雑 箱20	3	1	雑
52	長崎縣三井樂村柏捕鯨會社 明治廿五年度調整品入費豫算書	松國嘉三次	明治25.5.8	綴 1	長崎県	雑 箱20	3	2	雑
53	本社設立趣旨 本社目的 營業収支予算書	有限責任日本捕鯨株式會社創立委員		冊1		捕鯨関係	1	1	捕鯨関係
54	結約証 (捕鯨網組)			冊1		捕鯨関係	2	1	捕鯨関係
55	定約証	大島村人民惣代21名→玄洋捕鯨會社株主惣代6名	明治21.7.28	冊1		捕鯨関係	2	2	捕鯨関係
56	捕鯨場地図			状1		捕鯨関係	2	3	捕鯨関係
57	明治廿三年期捕鯨會社組立予算		明治23	冊1		捕鯨関係	2	4	捕鯨関係
58	捕鯨會社収支勘定 (明治21年期～明治23年期)		明治21～明治23	冊1		捕鯨関係	2	5	捕鯨関係
59	捕鯨營業願	安河内丈助 他→福岡縣知事 安場保和	明治21.1.25	冊1		捕鯨関係	2	6	捕鯨関係
60	本社設立趣旨 本社目的及創立要旨	有限責任日本産業株式會社	明治25.6.11認可	冊1		捕鯨関係	3	1	捕鯨関係
61	封筒 (中身なし)	有限責任日本産業株式會社→内田猛四郎	明治25.7.2	封1		捕鯨関係	3	2	捕鯨関係
62	明治廿參年改 玄洋捕鯨會社定款并同細則廿二年期決議録綴	山口県長門国豊浦郡矢玉浦 内田携	明治23	冊1		捕鯨関係	5		捕鯨関係
63	捕鯨會社摘要録	内田携	明治22.4	冊1		捕鯨関係	6		捕鯨関係
64	漂流鯨一件	中川豊太郎	明治9.5.30	冊1		中川家文書	8		中川家文書

※平成27年1月10日調査現在

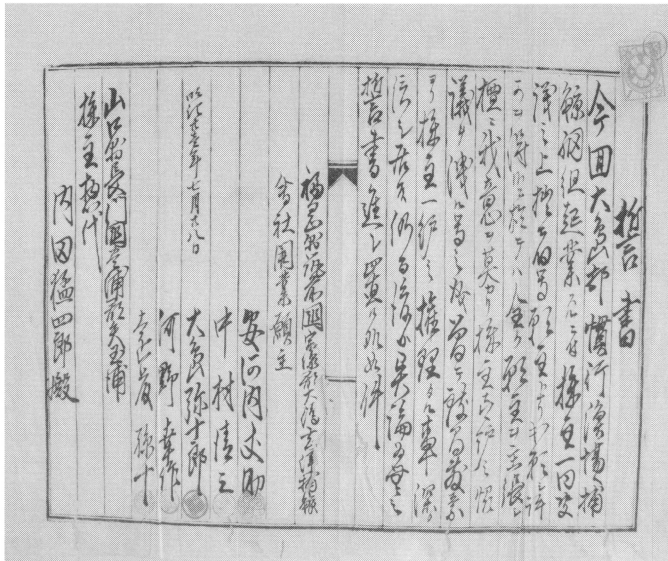
※グレーの史料は複写史料 (原本なし)



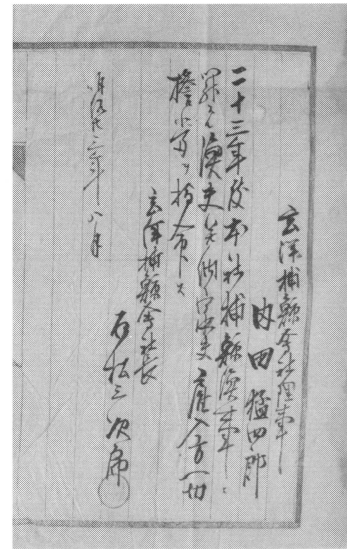
【図1】〔史料 24〕 捕鯨営業願（申請書と許可書）（明治 21 年 12 月 10 日）



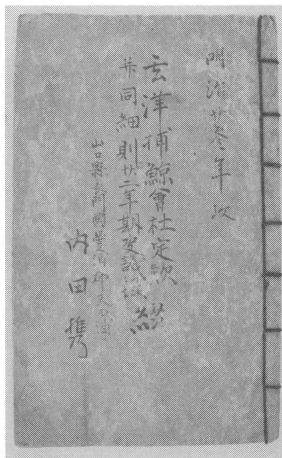
【図2】〔史料 24〕 捕鯨営業願（申請書と許可書） 付属図



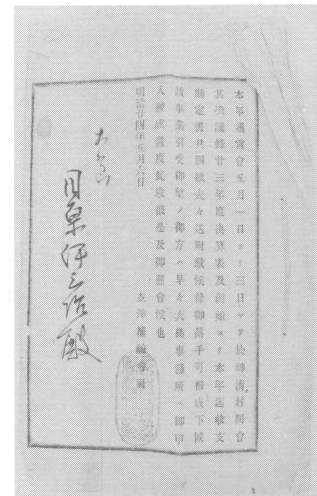
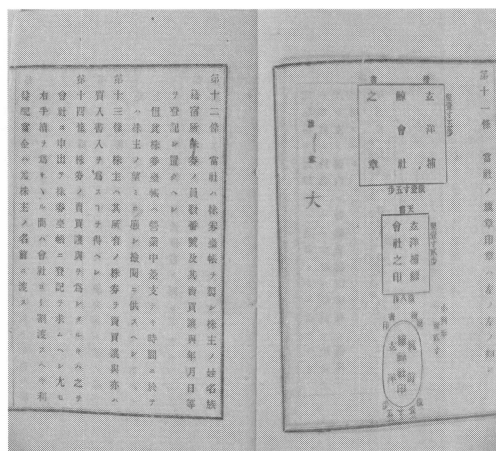
【図3】〔史料23〕 誓書（明治21年7月28日）



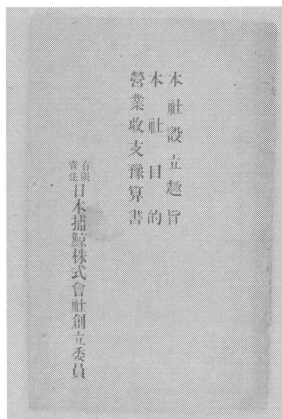
【図4】〔史料14〕 指令書（明治23年8月）



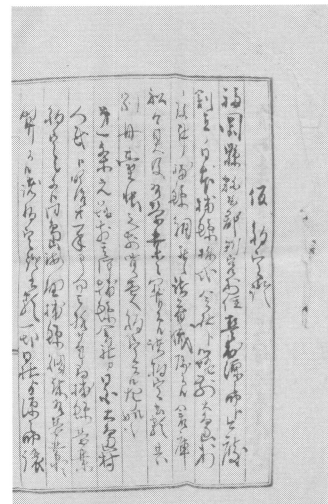
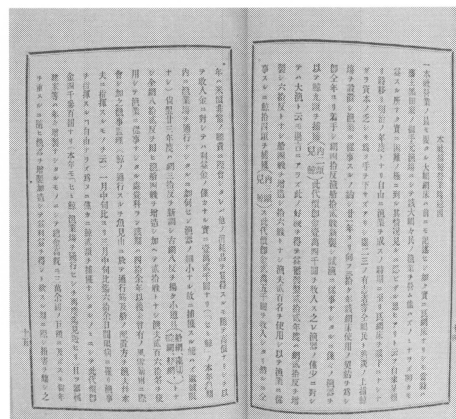
【図5】〔史料62〕 明治廿参年改 玄洋捕鯨会社定款并同細則廿二期決議録綴（明治23年）



【図6】〔史料20〕
玄洋捕鯨会社明治二十四年五月
通常決議録、決算・収支報告書
（明治24年5月6日）



【図7】〔史料53〕 本社設立趣旨 本社目的 營業收支豫算書（年代不明）



【図8】〔史料46〕 仮約定證〔捕鯨関係〕
（年代不明）

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

研究紀要

第 10 号

発行年月日	2015 年 3 月
編集・発行	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム 〒 759-6121 山口県下関市豊北町神田上 891-8 TEL 083-788-1841 FAX 083-788-1843
印 刷	藤井印刷株式会社 〒 750-0009 山口県下関市上田中町5-6-24 TEL 083-231-1612 FAX 083-222-8611
